

ロシア知的財産権ニュースレター

2013 年度第 4 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2013 年 12 月～2014 年 2 月分)

連邦反独占局、看板が広告に該当するか否かの判断基準を示す書簡を发出

連邦反独占局は、2013 年 11 月 28 日付で連邦反独占局書簡第 AK/47658/13 号を发出し、当該看板が広告に該当するか否かの判断基準を示した。

同書簡の中で、看板にある商品の写真または画像(例えば、ワインボトルや衣服の一部など)が使用されているものの、当該商品の固有の特徴を示すものでない場合については、広告として扱われるべきでないとした。また、当該企業が所在する建物(例えば、外壁など)に記載されている企業名、登録商標、企業概要、提供されるサービスの一覧は広告に該当しないとされた。

ただ、看板の目的が企業所在地を告知するものでない場合、同様の看板は広告として扱われる可能性がある。この場合、当該看板が広告に該当するか否かを判断するために、すべての状況を考慮することになっている。

政府、国家資産の商標を国営企業に譲渡

ロシア政府は、2014 年 2 月 1 日付のロシア連邦政府決定第 69 号に基づき、米国内で販売されるアルコール飲料の商標「(Stolichnaya) ストリチナヤ」と商標「Stoli (ストリ)」の使用権および処分の権利を国営企業「SoyuzProdImport (ソユーズプロドインポルト)」に譲渡することを決

定した。同商標はこれまで国の資産として扱われてきた。

今後、連邦国家資産管理局とソユーズプロドインポルトとの間で同趣旨の協定を締結し、ソユーズプロドインポルトが同商標の使用権および処分の権利を行使することができるようになる。

最高商事裁判所と最高裁判所の統合を決定

2 月 6 日、プーチン大統領は、司法制度の改革およびその統一性の確保を目的とする、最高商事裁判所と最高裁判所の統合に関する憲法改正法案「ロシア連邦憲法『ロシア連邦最高裁判所と検察について』の修正について」(2014 年 2 月 5 日付連邦憲法法第 2-FKZ 号)に署名し、7 日に発効した(両裁判所の統合内容の詳細は、本ニュースレター 2013 年度第 3 号参照)。

統合後の新最高裁判所はサンクトペテルブルクに設置される予定で、統合までの期間は 180 日間と規定されている。

なお、今回の統合は、最上位の裁判所(最高裁判所と最高商事裁判所)のみで、第一審、第二審、第三審といった下級の普通および商事裁判所は現状のままとなる。

商事裁、著作隣接権侵害を行ったウェブサイトを開鎖する判決、初の事例

音楽コンテンツの権利者である「Gala Records (ガラ・レコード)」(原告)は、当該音

楽コンテンツが違法にウェブサイトに掲載されたとしてウェブサイトの管理者(被告)に対して、著作隣接権侵害の損害賠償と当該ウェブサイトのドメインネームの利用停止を求めて訴訟を提起した。

モスクワ市商事裁判所(第1審)および第9商事控訴裁判所(第2審)は原告の請求を認める判決を下した。知的財産裁判所(第3審)は2月13日、被告に対し155万ルーブル(1ルーブル=約2.9円)の損害賠償のほか、当該ウェブサイトのドメインネームの利用停止を命じる下級審の判決を支持した(事件番号第A40-118705/2013号)。

最高商事裁、知的財産権保護に関する連邦税関局命令は無効と判断

並行輸入合法化の支持者である企業「AVTOLogistika(アフトロギスティカ)」(原告)が最高商事裁判所に対し、2011年3月25日付連邦税関局命令第626号の無効を申し立てた。同命令は、知的財産権保護措置を執る際の税関当局の行動手続きについて規定するものである。

原告は、同命令が、ロシアが加入する国際条約と矛盾しており、輸入者の権利を侵害していると主張したが、2月26日、最高商事裁判

所は原告の主張を棄却した。しかし、同命令は法務省で登録されるべきところ、事実として登録されていないため、同裁判所は2011年3月25日付連邦税関局命令第626号を法的効力がないものと認めた(事件番号第VAS-19853/2013号)。

民法第4部改正法案は2014年10月1日に発効

2012年4月以降、下院および上院で審議されてきた民法第4部の改正法案が3月12日、大統領の署名を経て成立した(2014年3月12日付連邦法第35-FZ号「ロシア連邦民法第1部、第2部、第4部および個別の連邦法の改正について」)。同法案の発効日は2014年10月1日となっており、同日以降、知的財産権保護に関する多くの条項が改正される(主な改正内容は、本ニュースレター2012年度第3号参照)。

主な改正のポイントとして、1. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権に係わるライセンス契約の登録手続きの簡素化(第1232条第3項)、2. 実用新案出願審査に際しての実体審査の導入(第1390条)、3. 特許権侵害の場合における損害賠償の代わりに補償金を請求する権利の導入(第1406条)などがある。

2. 今回の話題:著作権侵害対策(Anti-Piracy)法の改正法案

ウェブサイト上での著作権侵害対策の状況

ウェブサイト上での著作権侵害対策については2013年8月1日、「情報通信ネットワーク上における知的財産権保護に関する個別規則の改正について(2013年7月2日付連邦法第187-FZ号)」(通称:著作権侵害対策法)が発効している(同法の詳細は、本ニュースレター2013年度第2号参照)。また、最近の新たな判例や民法改正により、違法コンテンツを掲載するウェブサイトの管理者の追跡がより実現可能なものとなってきた。

著作権者がコンテンツの違法掲載に対する損害賠償をトレントサイトまたはソーシャルワークなどに請求する場合、著作権者は a. 裁判所に訴訟を提起する前に、当該著作権の侵害行為について

てウェブサイト管理者に警告したこと、b. 当該管理者が当該違法コンテンツをブロックまたは削除する技術的可能性を有していることを証明しなければならない。著作権者が前述の2点を証明できれば、当該違法コンテンツの削除および損害賠償に関する請求は、通常、裁判所により支持される。

著作権侵害対策法の改正法案の概要

現在文化省が著作権侵害対策法の改正法案を作成している。同法案では、ウェブサイト上での著作権および著作隣接権侵害のコンテンツ掲載を裁判によらない方法で制限する可能性を規定することが想定されている。

2014年2月時点での法案によると、第一に、ウェブサイトの管理者はその実際の所在地およびメールアドレスの掲載を義務付けられる。ただし、同法案は前述の情報が掲載されていない場合の何らかの責任を規定していない。

第二に、ウェブサイトの管理者およびホスティングプロバイダーが違法コンテンツ掲載への対策措置を講じない場合、行政責任が追及される(罰金が科される)。また、ウェブサイトの管理者およびホスティングプロバイダーに対して著作権や著作隣接権の所在の虚偽申告を行ったユーザーにも罰金が科せられることになる。当該罰金の額は、自然人に対しては1万ルーブルから30万ルーブル、公務員に対しては5万ルーブルから60万ルーブル、法人に対しては10万ルーブルから100万ルーブルとなる。

著作権者や著作隣接権者がウェブサイト上で違法コンテンツを発見した場合、著作権者や著作隣接権者はウェブサイトの管理者またはホスティングプロバイダーに問い合わせる権利を有する。当該問い合わせには、著作権や著作隣接権の所在の証明、ウェブサイトの名称、侵害の事実について記載しなければならない。当該問い合わせを受けた場合、ウェブサイトの管理者またはホスティングプロバイダーは当該違法コンテンツへのアクセスをブロックする義務を負う。

当該問い合わせがホスティングプロバイダーへ送付された場合、同内容はウェブサイトの管理者に通知され、24時間以内に当該コンテンツへのアクセスをブロックすることが求められる。ウェブサイトの管理者が同期限中に要求を実行しない場合、ホスティングプロバイダーは当該問い合わせを受理後48時間以内に必要な措置を講じなければならない。

ウェブサイトの管理者は、当該問い合わせを受けて実施した措置について48時間以内にホスティングプロバイダーに通知しなければならない。同時にウェブサイトの管理者は疑義侵害者のユーザーに対し当該問い合わせ内容の写しを転送する。当該ユーザーは転送された問い合わせに関し、ウェブサイトの管理者に10営業日以内に異議を申し立てる権利を有する。

異議申し立ての日から14日以内に裁判所への申し立てがなければ、当該コンテンツへのアクセス制限は解除される。

また、裁判所が、当該コンテンツが合法に掲載されたものであり、著作権や著作隣接権を侵害していないとの判決を下した場合、ウェブサイトの管理者または当該ユーザーはアクセス制限により被った損害の賠償を請求することができる。

同改正法案に対する反響

大手ウェブサイトや検索サイトの管理者は同法案の採択について懸念を示している。懸念点には、違法コンテンツへのアクセスブロックを期限内に実行しなかっただけで行政罰が科されることがある。ロシア最大手の検索サイト「**Yandex** (ヤンデックス)」の関係者は、期限内に違法コンテンツへのアクセスブロックを実行することが不可能なケースもしばしばあると述べている。

また、法律専門家は、同法案をデジタルミレニアム著作権法 (DMCA) や欧州の関連法規則と比較した場合、不正確な情報を提供した者に対して損害の責任を追及できる可能性が非常に低いことを指摘している。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。